

第2部 各発生段階における対応

以下、発生段階ごとに、目的及び主要7項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザが発生した場合、本町は国が政府行動計画に基づき作成する「基本的対処指針」に即して対策を実施していくことになる。個々の対策の具体的な実施時期は各段階の以降時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択して実施する。

I 未発生期
(1) 状態 ① 新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ② 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染は見られていない状況。
(2) 目的 ① 発生に備えて体制の整備を行う。 ② 発生の早期確認に努める。
(3) 対策の考え方 ① 新型インフルエンザ等は、いつ発生するかわからないことから、平素から警戒を怠らず、本行動計画を踏まえ、国及び県との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 ② 新型インフルエンザが発生した場合の対策等に関し、町民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

1. 実施体制

(1) 町行動計画等の策定(町民保健課)

本町は、特措法の規定に基づき、発生前から新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。

(2) 実施体制の整備及び国・県との連携強化(町民保健課・全課)

- ① 庁内各課と情報共有を図り、海外での鳥インフルエンザ等の発生状況等に関する情報収集を行い、新型インフルエンザ等の発生に備えた体制を整備する。
- ② 県や関係機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、情報交換、連携体制の確認、実地訓練を行う。

2. サーベイランス・情報収集(町民保健課・教育課・福祉課)

(1) 毎年冬季に流行する季節性インフルエンザの患者発生の動向・流行しているウイルスの性状を確認し、全国的な流行状況を把握する。

また、学校及び保育園等のインフルエンザ様症状による欠席者の状況(学校・学級閉鎖等)を調査し、感染拡大を早期に探知する。

(2) サーベイランスに関する県の対策(町民保健課)

県では、サーベイランスに関して次のとおり対策を行う。本町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取り組み等に協力する。

サーベイランスに関する県の対策

通常のサーベイランス

通常のインフルエンザ発生動向に注意を払い、異常な兆候を早期に把握する。

- ・ 指定届出医療機関（県内59）から患者発生の動向の報告を受け流行状況を把握。
- ・ 指定届出医療機関の中の病原体定点医療機関（県内5）から提供されるウイルスの把握。
- ・ 指定届出医療機関の中の基幹定点医療機関（県内7）から提供されるウイルスの性状把握。
- ・ インフルエンザによる入院患者及び死亡者の発生動向を調査し重症化の動向を把握。
- ・ 学校等でのインフルエンザ様症状の欠席者の状況を調査し、感染拡大を早期に探知。
- ・ インフルエンザウイルスに対する抗体の保有状況調査による国民の免疫状況の把握。（健康増進課、衛生環境研究所、保健所）
- ・ 鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集に努める。（関係各課）

3. 情報提供・共有

(1) 情報提供（町民保健課・総務課）

- ① 広報や町ホームページ等を通じて、新型インフルエンザ等に関する感染予防策等、正しい知識の普及・啓発を行う。
- ② マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。
- ③ 庁内LANを活用して、町職員に新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。

(2) 情報共有（町民保健課・全課）

情報収集・提供体制を整備し、国及び県が発信する情報を入手することに努める。また、関係課間での情報共有体制を整備する。

(3) 相談窓口の設置（町民保健課）

新型インフルエンザ等の発生時に、町民からの相談に応じるための相談窓口を設置する準備を行う。

4. 予防・まん延防止

(1) 感染対策の実施（町民保健課）

マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控える、マスクの着用等の咳エチケットを行うなど基本的な感染対策について理解促進を図る。

(2) 防護服及び消毒薬等の準備（町民保健課・総務課）

新型インフルエンザ等の発生に備えて、感染防護服や消毒薬の備蓄をする。

5. 予防接種

(1) 特定接種の位置づけ

- ① 特定接種は、特措法第28条の規程に基づき、予防接種法第6条第1項による予防接種とみなし、同法(第22条及び第23条を除く。)の規程を適用し実施する。
- ② 特定接種のうち、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員の接種を実施する。

(2) 特定接種の準備(町民保健課・総務課)

- ①国が行う登録事業者の登録業務に県からの要請に応じて協力する。
- ②特定接種となる町職員等を把握する。
- ③国の要請に応じて特定接種の対象になる者に対し、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

(3) 住民接種の位置づけ

- ①住民接種は、町内に居住する全住民を対象とする。(在日外国人を含む。)
- ②上記以外にも町内に所在する医療機関に勤務する医療従事者及び入院中の患者等も住民接種の対象となる。

(4) 住民接種の準備(町民保健課)

- ①特措法第46条または予防接種法第6条第3項に基づき、町内に居住する者に対し、速やかに接種する体制の構築を図る。
- ②国が示す接種体制の具体的なモデルを参考に県、医師会、学校関係者等と協力し、具体的な実施方法について準備を進める。
- ③円滑な接種の実施のために、あらかじめ広域的な協定を締結するなど、本町以外の市町村における接種を可能にするよう努める。

(5) 情報提供(町民保健課)

- ①新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や供給・接種体制、接種対象者などについて情報提供を行い、町民の理解を得る。

6. 医療(町民保健課)

国及び県からの要請に応じ、地域医療体制の整備等の対策に協力する。

医療に関する県の対策

患者受入体制構築

- ① 24時間体制の帰国者・接触者相談センターの設置準備を進める。(健康増進課)
- ② 各市郡医師会等関係機関等との連携・協力を図り、地域の実情に応じ、医療圏毎の帰国者・接触者外来の設置準備及び感染症指定医療機関等での入院患者受入体制を構築する。(医療薬務課、健康増進課、保健所)

患者等を受け入れる機能

海外発生期～ 県内発生早期	外来	帰国者・接触者相談センター 帰国者・接触者外来 (感染症指定医療機関及び入院治療協力医療機関等)
	入院	感染症指定医療機関 入院治療協力医療機関
県内感染期～小康期	外来	一般の医療機関
	入院	入院治療協力医療機関 ※公的研修施設等の確保

患者等への対応

全ての医療機関は新型インフルエンザ患者を診療する場合に備えて、院内感染防止対策を進めておく必要がある。

入院治療協力医療機関等の確保

- ① 各保健所管内において、入院患者の受入れ医療機関として感染症指定医療機関（第二種、結核）及び公的医療機関等を中心に必要病床数を確保する。（医療薬務課、健康増進課、保健所）
- ② 全ての入院医療機関について、予め新型インフルエンザ等の患者を受け入れる診療体制に関する計画の策定を依頼し、その病床数を試算する。（医療薬務課、健康増進課、保健所）
- ③ 「感染症指定医療機関等連絡会議」を開催し、情報交換や協力体制の確認を行う。（健康増進課）

第二種感染症指定医療機関数： 7 （感染症病床数30床、うち陰圧病床数18床）
結核病床を有する医療機関数： 3 （病床数：97床、うち陰圧病床数21床）
当県における最大一日入院： 約1,000人

- ④ 小児、妊婦、透析患者については、その特殊性から入院治療協力医療機関や医師会の各医会と連携し、入院体制を構築しておく。（医療薬務課）
- ⑤ 入院治療協力医療機関等の入院状況や空床情報を収集し、関係機関に提供する医療情報ネットワークを構築する。（医療薬務課）

公的研修施設等における医療体制の確保

入院治療が必要な患者が入院治療協力医療機関等の收容能力を超えた場合や独居患者等自宅において療養できない患者を治療する場合を想定し、市郡医師会・市町村等と協力して、公的研修施設等における医療体制を確保する。（医療薬務課、保健所）

帰国者・接触者外来及び入院治療協力医療機関等における必要な医療機材等の確保

帰国者・接触者外来及び入院治療協力医療機関等に対して、以下の必要な医療機資器材等を確保するよう要請する。（医療薬務課、保健所）

消毒薬（消毒用エタノール、手指消毒薬等）
防護服等（ディスポーザブルガウン、マスク、ゴーグル、手袋、キャップ等）
抗インフルエンザウイルス薬、インフルエンザ迅速診断キット等

医療体制の再確認

- ① 地域の医療機能維持の観点から、特殊医療・高度専門医療等を行う病院を予め新型インフルエンザ患者の一般外来及び入院に対応しない病院として選定する。（医療薬務課）
- ② 新型インフルエンザ発生時における医療体制について、全ての医療機関に周知しておく。（医療薬務課）
- ③ 入所施設（児童、高齢者、障がい者）において、集団感染が発生した場合の医療提供の手段を検討する。（障がい福祉課、長寿介護課、こども家庭課）

その他

県及び各保健所において、県内における患者発生を想定したシミュレーション演習を行う。（健康増進課、保健所）

7. 町民生活及び地域経済の安定の確保

(1) 要援護者への生活支援(福祉課)

高齢者世帯、障がい者等の要援護者本人の同意を得て「要援護者台帳」を作成し、平時からの地域における見守り活動を促進し、要援護者の状況把握に努める。

また、町(県)内感染期における要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、医療機関への搬送、自宅で死亡した場合の対応等について、その具体的手続きを決めておく。

(2) 火葬能力等の把握(町民保健課)

県、近隣市町と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

都城市の火葬場の処理能力(平成26年3月31日現在)

火葬場の数	1施設(火葬炉 8基)
年間火葬数	2,300~2,400件(平成25年度2,303件)
1日最大火葬能力	18件

(3) 物資及び資材の備蓄等(町民保健課・総務課)

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資を備蓄し、または施設及び設備を整備する。

II 海外発生期

(1) 状態

- ①海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- ②国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- ③海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

(2) 目的

- ①新型インフルエンザ等ウイルスの町（県）内発生の遅延と早期発見に努める。
- ②町（県）内発生に備えて体制の整備を行う。

(3) 対策の考え方

- ①新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合には、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- ②対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- ③町（県）内で発生した場合には早期に発見できるように情報収集体制を強化する。
- ④海外での発生状況について注意喚起するとともに、町（県）内発生に備え、町（県）内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業所、町民に準備を促す。
- ⑤町民生活及び地域経済の安定のための準備、予防接種の準備等、町（県）内発生に備えた体勢整備を急ぐ。

1. 実施体制

(1) 実施体制の強化（総務課、町民保健課）

海外において新型インフルエンザ等が発生し、国内への感染拡大の恐れがあり、国・県の「新型インフルエンザ等対策本部」が設置された場合には、「三股町新型インフルエンザ対策本部」設置に向けた準備をする。

2. サーベイランス・情報収集（町民保健課・教育課）

(1) インフルエンザの患者発生動向、病原体の情報、疫学情報（症状、致死率等）を確認し、全国的な流行状況を把握する。

感染拡大を早期に探知するために学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。

(2) サーベイランスに関する県の対策

県では、サーベイランスに関して次のとおり対策を行う。本町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取り組み等に協力する。

サーベイランスに関する県の対策

インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続するとともに、県内における新型インフルエンザ患者を早期に発見し、臨床像等の特徴を把握するため、全ての医師に新型インフルエンザ患者の届出を求め、全数把握を開始する。

また、感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。(健康増進課、保健所、衛生環境研究所)

インフルエンザに関する通常のサーベイランス . . . 継続する。

新型インフルエンザ患者及び入院患者の全数把握 . . . 開始する。

学校等でのインフルエンザ集団発生の把握 . . . 開始する。

3. 情報提供・共有

(1) 情報提供(町民保健課・福祉課)

- ① 国外の発生状況、現在の対策(帰国者・接触者相談センター、帰国者・接触者外来の設置など)、国内発生した場合に必要な対策等をホームページ等で情報提供する。
- ② 情報入手が困難なことが予想される外国人や視聴覚障がい者等の情報弱者に受取手に応じた情報提供の手段を講じる。

(2) 情報共有(町民保健課)

国、県及び関係機関等のインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

(3) 相談窓口の設置(町民保健課)

町民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を健康管理センター内に設置し、適切な情報提供を行うとともに不安解消に努める。

4. 予防・まん延防止

(1) 感染対策(町民保健課)

マスクの着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人ごみを避ける等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

(2) 感染症危険情報の提供(町民保健課、教育課)

- ① 国が海外渡航者に対して行う新型インフルエンザ等の発生状況や個人が取るべき対応に関する情報提供及び注意喚起について、国、県、事業者等と相互に連携して、町民に周知する。
- ② 国が事業者に対して行う発生国への出張の回避や海外駐在員や海外出張者の帰国の要請について、国、県、事業者等と相互に連携して周知する。(町民保健課)
- ③ 町内の各学校の管理者に対し、発生国に留学している在籍者に感染予防策を周知徹底するように要請する。

5. 予防接種

(1) 特定接種(町民保健課・総務課)

国の示す基本的対処方針に従い、本町職員の対象者に対して、集団的な接種を基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

(2) 住民接種（町民保健課）

国、県及び医師会と連携して、特措法第46条に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の準備を進める。

(3) 予防接種に関する情報提供（町民保健課）

ワクチンの種類、有効性、安全性、接種対象者や接種順位、接種体制等の具体的な情報について積極的に情報提供を行う。

6. 医療（町民保健課）

県等と連携して積極的に情報を収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その対策等に協力する。

医療に関する県の対策

新型インフルエンザ等に対する症例定義

① 国が示す症例定義を、医療機関等、関係機関に周知する。（健康増進課）

帰国者・接触者相談センター

① 感染の拡大防止と円滑な帰国者・接触者外来の運営のため、本庁の帰国者・接触者相談センター（24時間体制）の体制を強化する。（健康増進課、保健所）

- ・ 新型インフルエンザ等情報の提供
- ・ 症例定義該当者とそれ以外の者の振り分け
- ・ 該当患者への帰国者・接触者外来受診勧奨

帰国者・接触者外来

① 新型インフルエンザ等患者及びその疑い患者の診療を行うため、感染症指定医療機関及び入院治療協力医療機関等に、引き続き、帰国者・接触者外来の設置を要請する。（医療薬務課、保健所）

② 帰国者・接触者外来を地域で支えるため、市郡医師会等関係機関に対して協力を要請する。（医療薬務課、保健所）

③ 一般医療機関に対して、新型インフルエンザ等が疑われる患者が来院した際には、帰国者・接触者外来への受診を勧奨するよう周知する。（医療薬務課、保健所）

患者（疑似症患者を含む）への対応

① 新型インフルエンザ等が疑われる患者は、原則として帰国者・接触者外来において診断し、疑似症患者となった場合は、感染症指定医療機関での入院治療を行うこととする。（健康増進課、保健所）

② 患者移送は、原則保健所が対応するが、必要に応じて救急車による搬送を要請する。（健康増進課、保健所）

医療体制の再確認

① 新型インフルエンザ等の患者（疑似症患者を含む）の一般外来及び入院に対応しない特殊医療・高度専門医療等を担う医療機関を県民及び関係者に周知する。（医療薬務課）

医療関係者への医療等の実施の要請（特措法第31条第1項、第2項、第46条第6項）

① 必要があれば、医師、看護師等の医療従事者に対し、新型インフルエンザ等の患者（疑似含む）の医療や特定接種・予防接種を行うよう要請する。（医療薬務課）

- ① 正当な理由がないのに要請に応じないときは、特に必要があると認めるときに限り、実施について指示することができる。（医療業務課）

検査

- ① 新型インフルエンザ等の疑い患者について、新型インフルエンザ検査のための検体を採取する旨を、帰国者・接触者外来に対して周知する。（健康増進課、保健所）
- ② 検体は衛生環境研究所へ送付し、H亜型検査等を実施するとともに、亜型検査の結果、新型インフルエンザが疑われる場合には国立感染症研究所へ確認検査を依頼する旨を確認する。（健康増進課）
- ③ 検査に必要な体制整備と器材等を準備する。（衛生環境研究所）

抗インフルエンザウイルス薬

- ① 患者と濃厚に接触した同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等には、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう医療機関に対して要請する。（健康増進課）
- ② 県における抗インフルエンザウイルス薬の流通備蓄量を把握する。
- ③ 医療機関を含め、関係機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。（医療業務課）
- ④ 各医療機関に対して、抗インフルエンザウイルス薬の適正な使用を指導する。

7. 町民生活及び地域経済の安定の確保

(1) 要援護者対策(福祉課)

新型インフルエンザ等の発生後、本町は新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ連絡する。

(2) 遺体の火葬・安置体制の準備(町民保健課)

県と連携し、火葬場の能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

Ⅲ 町（県）内未発生期～町（県）内発生早期

(1) 状態

町（県）内未発生期

国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、町（県）内で新型インフルエンザが発生していない状態。

町（県）内発生早期

町（県）内での初の新型インフルエンザ等の患者の発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態。

(2) 目的

- ①町（県）内発生の遅延と早期発見に努める。
- ②町（県）内の感染拡大をできる限り抑える。
- ③患者に適切な医療を提供する。
- ④感染拡大に備えた体制の整備を行う。

(3) 対策の考え方

- ①町（県）内で発生した場合は、流行のピークを遅らせるため、引き続き感染対策等を行う。国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染対策等をとる。
- ②医療体制や感染対策について周知し、個人一人ひとり取るべき行動について十分な理解を得るため、町民への積極的な情報提供を行う。
- ③県内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため海外での情報収集に加えて、国内での情報をできる限り集約し、医療機関等に提供する。
- ④新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱、呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。
- ⑤町（県）内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、町民生活及び地域経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- ⑥住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

1. 実施体制

(1) 対策の強化(町民保健課)

県内初の患者が確定された場合は、県内発生早期に入るため、新型インフルエンザ等対策の一層の強化を行う。

(2) 町対策本部の措置(総務課)

国の緊急事態宣言が行われた場合は、速やかに町対策本部を設置する。

2. サーベイランス・情報収集(町民保健課)

県等と連携して情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取り組み等に協力する。

サーベイランスに関する県の対策

海外発生期に開始したサーベイランスを継続する。（健康増進課、保健所、衛生環境研究所）

インフルエンザに関する通常のサーベイランス・・・継続する。

新型インフルエンザ患者及び入院患者の全数把握・・・継続する。

学校等でのインフルエンザ集団発生 of 把握・・・継続する。

3. 情報提供・共有

(1) 情報提供(町民保健課)

- ①国内・県内の発生状況、現在の対策、町（県）内発生した場合に必要な対策等をホームページ等で情報提供する。
- ②新型インフルエンザ等の正しい知識の普及と感染予防対策、感染が疑われた場合、また患者となった場合の対応等を周知する。

(2) 情報共有(町民保健課)

国、県及び関係機関等のインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策方針や発生地域の状況把握を行う。

(3) 相談窓口の体制強化(町民保健課)

相談窓口等の相談体制の充実・強化を図る。

4. 予防・まん延防止

(1) 発生事例への対応(町民保健課、福祉課)

- ①新型インフルエンザ等の患者に対しては、感染症法に基づき患者への対応（治療、入院等）を行うとともに、患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）を実施する。
- ②福祉施設等の多数の者が居住する施設における感染症対策を強化する。

(2) 町民の社会活動の制限等(町民保健課、福祉課)

町民や関係者に対して、感染拡大のための要請を行う。

町（県）内未発生期

- ①国内発生地域への不要不急の移動の自粛を要請する。
- ②マスクの着用、うがい、手洗い、咳エチケット等を勧奨する。

町（県）内発生早期

- ①マスクの着用、うがい、手洗い、咳エチケット等を勧奨する。
- ②不要不急の外出の自粛を要請する。
- ③必要に応じ、不要不急の集会や施設等不特定多数の集まる活動の自粛を要請する。
- ④学校・保育園等の管理者に必要な応じ、臨時休業を行うよう要請する。
- ⑤公共施設等において利用者間の接触の機会を減らすための措置を講ずるよう各管理者に協力を要請する。
- ⑥事業所・福祉施設等の従業員や入所者に対して、マスクの着用、うがい、手洗いを勧奨する。また、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員等の健康管理・受診を勧奨する。

5. 予防接種

(1) 特定接種(町民保健課)

ワクチンが確保されたら、直ちに本町職員の対象者に対する特定接種を進める。

(2) 住民接種(町民保健課)

- ① 海外発生期の対応を継続するとともに、ワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、住民接種の開始及び情報提供を行う。
- ② 接種の実施にあたっては、三股町健康管理センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託することにより接種会場を確保し、原則として町内に居住する者を対象に集団接種を行う。

緊急事態宣言がされている場合

(1) 臨時の予防接種(町民保健課)

国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(2) 住民接種の広報・相談(町民保健課)

回覧・広報にあたっては次のような点に留意する。

- ① 予防接種の目的や優先接種の意義等を伝える。
- ② ワクチンの有効性・安全性についての情報を伝える。
- ③ 接種の時期、方法等、町民がどのように対応するべきか伝える。

6. 医療(町民保健課、福祉課)

(1) 県等と連携して積極的に情報を収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その対策等に適宜協力する。

(2) 在宅で療養する患者への支援

県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等からの要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援(見回り・食事の提供・医療機関への移送)や自宅で死亡した患者への対応を行う。

医療に関する県の対策

帰国者・接触者相談センター

感染の拡大防止と円滑な帰国者・接触者外来の運営のため、本庁の帰国者・接触者相談センター(24時間体制)の体制を強化する。(健康増進課、保健所)

- ・ 新型インフルエンザ等情報の提供
- ・ 症例定義該当者とそれ以外の者の振り分け
- ・ 該当患者への帰国者・接触者外来受診勧奨

帰国者・接触者外来

- ① 新型インフルエンザ等患者及びその疑い患者の診療を行うため、感染症指定医療機関及び入院治療協力医療機関等に、引き続き、帰国者・接触者外来の設置を要請する。(医療薬務課、保健所)
- ② 帰国者・接触者外来を地域で支えるため、市郡医師会等関係機関に対して協力を要請する。(医療薬務課、保健所)

- ③ 一般医療機関に対して、新型インフルエンザ等が疑われる患者が来院した際には、帰国者・接触者外来への受診を勧奨するよう周知する。（医療薬務課、保健所）

患者（疑似症患者を含む）への対応

- ① 新型インフルエンザ等が疑われる患者は、原則として帰国者・接触者外来において診断し、患者及び疑似症患者となった場合は、感染症指定医療機関で入院治療を行う。（健康増進課、保健所）
- ② 患者移送については、原則保健所が対応するが、必要に応じて救急車による搬送を要請する。（健康増進課）
- ③ 衛生環境研究所において、PCR検査を実施する。全ての新型インフルエンザ等の患者のPCR検査による確定診断は、県内における患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では重症者に限定して行う。（健康増進課、衛生環境研究所、保健所）
- ④ 新型インフルエンザ等の患者及び疑似症患者の接触者に対しては、経過観察期間を定め、外出自粛、健康管理の実施及び有症時の対応を指導する。なお、症状が出た場合には、帰国者・接触者外来へ受診を勧奨する。（健康増進課、保健所）

入院治療協力医療機関等

入院治療協力医療機関等に対し、入院治療が必要な患者の受入れ準備を要請する。（医療薬務課、保健所）

公的研修施設等

入院治療協力医療機関等の収容能力を超えた場合や独居患者等自宅において療養できない患者を治療する場合を想定し、公的研修施設等に対して受入れ準備を要請する。（医療薬務課、保健所、市町村）

医療機関の整備

- ① 県内感染期を想定し、医師会、薬剤師会等関係機関に対して、入院治療協力医療機関等への医療従事者等の派遣準備の要請を行う。（医療薬務課、保健所）
- ② 現在従事していない有資格者（医師、薬剤師、保健師、看護師等）及びボランティアの活用を図る。（医療薬務課、保健所）
- ③ 各医療機関に対し、県内感染期に備え、延期可能な手術・検査入院等については延期を、退院可能なものについては退院等を検討し、病床の確保を求める。（医療薬務課）

医療関係者への医療等の実施の要請（特措法第31条第1項、第2項、第46条第6項）

- ① 必要があれば、医師、看護師等の医療従事者に対し、新型インフルエンザ等の患者（疑い含む）の医療や特定接種・予防接種を行うよう要請する。（医療薬務課）
- ② 正当な理由がないのに要請に応じないときは、特に必要があると認めるときに限り、実施について指示することができる。（医療薬務課）

検査

新型インフルエンザ等の疑い患者について、新型インフルエンザ等検査のための検体採取は、検査可能な時期まで実施する旨を帰国者・接触者外来に対して周知する。（健康増進課、保健所）

抗インフルエンザウイルス薬の適正使用

- ①医療機関を含め、関係機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。
(医療薬務課)
- ②保健所は、患者の家族など接触者について期間を定め、外出の差し控え、健康観察及び健康管理の実施を指示する。症状が出現した場合には、直ちに帰国者・接触者外来への受診を勧奨するとともに、医療機関に対し、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬による治療を要請する。(保健所、医師会)
- ③県における抗インフルエンザウイルス薬の流通量を把握する。(医療薬務課)
- ④医療機関を含め、関係機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導し、流通調整を行う。(医療薬務課)
- ⑤各医療機関に、抗インフルエンザウイルス薬の適正使用を指導する。(医療薬務課)

本県が緊急事態措置を実施すべき区域とされた場合

上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を行う。

医療等の確保(特措法第47条)

医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定(地方)公共機関は、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。(医療薬務課、関係各課)

7. 町民生活及び地域経済の安定の確保

(1) 事業者の対応(町民保健課)

事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策を開始するよう要請する。

(2) 遺体の火葬・安置(町民保健課)

- ①遺体の搬送作業に従事する者に手袋、マスク、非透過性納体袋等の保存対策に必要な物資の確保を行う。
- ②火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

(3) 要援護者対策(福祉課、町民保健課)

新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、必要な支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送)を行う。

三股町緊急事態宣言がされている場合

(1) 水の安定供給(環境水道課)

消毒その他の衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 町民・事業者への対応(町民保健課)

食料品や生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても食料品や生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

IV 町（県）内感染期

(1) 状態

- ①町（県）内で新型インフルエンザ等患者の接種歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- ②感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。

(2) 目的

- ①医療体制を維持する。
- ②健康被害を最小限に抑える。
- ③町民生活及び地域経済への影響を最小限に抑える。

(3) 対策の考え方

- ①感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を早期の積極的な感染拡大防止対策から被害軽減対策に切り替える。
- ②状況に応じた医療体制や感染防止対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- ③流行のピーク時の入院患者や重傷者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- ④医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし、健康被害を最小限にとどめる。
- ⑤勤務できない者の増大が予想されるが、町民生活及び地域経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動ができる限り継続する。
- ⑥受診患者数を減少させ、入院患者数や重傷者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できる限り速やかに実施する。
- ⑦状況の進展に応じて必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

1. 実施体制

(1) 町対策本部の設置（総務課）

国の緊急事態宣言が行われた場合は、速やかに町対策本部を設置する。

緊急事態宣言がされている場合

(1) 町対策本部における対応方針の決定（対策本部）

本町を区域とする緊急事態宣言が行われた場合は、直ちに本町対策本部において対策方針を決定する。

(2) 他の地方公共団体等による代行、応援等（対策本部）

緊急事態措置を実施するため、必要があると認められるときは、特措法の規定に基づき、他の地方公共団体等による代行、応援等の措置の活用を行う。

2. サーベイランス・情報収集

- (1) 県等と連携して情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取り組み等に協力する。(町民保健課)
- (2) 新型インフルエンザ発生による状況把握を行う。(町民保健課・福祉課・教育課・産業振興課)
 - ① 小・中学校等の感染状況、学級閉鎖、休校等の状況の把握を行う。
 - ② 保育園、福祉施設等の感染状況等の把握を行う。
 - ③ 社会・経済的被害の状況把握を行う。

(3) サーベイランスに関する県の対策

インフルエンザに関する通常のサーベイランス・・・継続する。

新型インフルエンザ患者の全数把握・・・中止

新型インフルエンザ入院患者の全数把握 ※・・・中止

学校等でのインフルエンザ集団発生の把握・・・中止

※ 弱毒性の場合など、把握が可能な場合は重症者・死亡者の全数把握を継続する。

3. 情報の提供・共有

(1) 情報共有(町民保健課)

- ① 県内外の発生状況、対策等をホームページ等で情報提供する。
- ② 新型インフルエンザ等の正しい知識の普及と感染予防対策、感染が疑われた場合、また患者となった場合の対応等を周知する。
- ③ 町内外の流行状況、医療機関情報を提供し、町民への注意喚起を行う。
- ④ 公共施設(学校や保育園等を含む)、社会活動状況についての情報を周知する。

(2) 相談窓口の充実(町民保健課)

相談窓口(三股町健康管理センター設置)の相談体制を充実させ、住民に適切に情報提供を行い不安解消に努める。

4. 予防、まん延防止

(1) まん延防止対策の実施(町民保健課、福祉課)

町民や関係者に対して、感染拡大のための協力要請を行う。

- ① マスクの着用、うがい、手洗い、咳エチケット等を勧奨する。
- ② 不要不急の外出の自粛を要請する。
- ③ 不要不急の集会や施設等不特定多数の集まる活動の自粛を要請する。
- ④ 学校・保育園等の管理者に臨時休業(学級閉鎖、学年閉鎖、休校)を行うよう要請する。
- ⑤ 公共施設等において利用者間の接触の機会を減らすための措置を講ずるように各管理者に協力を要請する。
- ⑥ 事業所・福祉施設等の従業員や入所者に対して、マスクの着用、うがい、手洗いを勧奨、また、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員等の出勤停止・受診を勧奨する。
- ⑦ 病院、高齢者施設等の多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。

(2) 在宅患者等の支援(町民保健課、福祉課)

新型インフルエンザに罹患し、在宅で療養する者等の支援を行う。

5. 予防接種

(1) 住民接種の実施（町民保健課）

- ① 町（県）内未発生期～町（県）内発生早期の対策を継続し、ワクチンの安定確保、供給に努めるとともに、特定接種、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。
- ② パンデミックワクチンの接種順位及び接種体制については、国の決定を受けた県からの情報を基に町民に周知する。

緊急事態措置がされている場合

(1) 臨時の予防接種（町民保健課）

特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する住民接種を実施する。

6. 医療（町民保健課）

- (1) 県等と連携して積極的に情報を収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その対策等に協力する。
- (2) 在宅で療養する患者への支援（福祉課、町民保健課）
県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等からの要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

医療に関する県の対策

症例定義

新型インフルエンザの症例定義の変更があれば、周知する。（健康増進課）

帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者相談センターへの対応

- ① 帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者相談センターを中止する。（医療薬務課、健康増進課）
- ② 新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないとしている医療機関を除き、全ての医療機関で診療を行う。（医療薬務課）

入院治療協力医療機関等

新型インフルエンザ等患者（疑似症患者を含む）の入院治療を行う入院治療協力医療機関に対し、入院治療が必要な患者の受入れを要請する。（医療薬務課、保健所）

公的研修施設等の活用

公的研修施設等に対して、新型インフルエンザ等の治療のため、入院が必要な患者や独居患者等自宅において療養できない患者等の受入れを要請する。（医療薬務課、保健所）

医療機関の整備

医師会、薬剤師会等関係機関に医療従事者等の、入院治療協力医療機関等への更なる派遣を要請する。（医療薬務課、保健所）

関係機関への周知

以下の内容を関係機関に周知する。（医療薬務課、健康増進課）

- ① 帰国者・接触者外来の廃止、患者（疑似症を含む）に対する入院措置の中止、公的研修施設等の活用の決定。

- ② 医療機関及び医療従事者に対し、新型インフルエンザ等の診断・治療に関する最新の情報。
- ③ 抗インフルエンザウイルス薬の不足が予想される状況における、入院が必要な重症患者の優先、新型インフルエンザの特徴に応じた外来患者への投与の優先順位の検討結果
- ④ 医師会、薬剤師会に対し、電話による診療及び抗インフルエンザウイルス薬のファクシミリ等による処方が可能となった場合の対応。

抗インフルエンザウイルス薬の適正使用

- ① 患者と接触のあった医療従事者等に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則中止する。（健康増進課）
- ② 県内における抗インフルエンザウイルス薬の流通備蓄量の把握と流通調整を行う。（医療薬務課）
- ③ 各医療機関に対して、抗インフルエンザウイルス薬の適正な使用を指導する。（医療薬務課）
- ④ 流通用の抗インフルエンザウイルス薬が不足する状態がある場合は、国と協議し、必要に応じて、県備蓄の抗インフルエンザウイルス薬を医療機関等へ供給する。（医療薬務課）
- ⑤ 県が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬が不足する場合には、国へ備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の放出を要請する。（医療薬務課）

入院治療

- ① 県内発生早期までは、感染症法に基づく患者の入院措置を実施するが、県内感染期以降は入院措置を中止し、原則として全ての医療機関において診断・治療を行う。（健康増進課）
- ② 入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請する。（健康増進課）
- ③ 病床を確保するため、新型インフルエンザ等以外の患者について、適切な転院を行う。（医療薬務課）
- ① 入所施設等において集団感染が発生した場合の医療提供の手段を確保する。（医療薬務課）
- ② 医療機関の空き病床数を把握及び共有するシステムを構築する。（医療薬務課）

本県が緊急事態措置を実施すべき区域とされた場合

上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ①医療等の確保（特措法第47条）（医療薬務課、関係各課）
 - ・ 医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。
- ②臨時の医療施設における医療の提供等（特措法第48条）（医療薬務課）
 - ・ 県及び宮崎市（保健所設置市）は、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する（特定市町村も状況によっては設置する）。
 - ・ 臨時の医療施設については、医療法、消防法、建築基準法、景観法による技術的基準の規定を適用しない。
- ③医療施設開設に必要な土地等の使用（特措法第49条）（医療薬務課）
 - ・ 土地等の所有者等の同意を得て、使用することができる。正当な理由がない、同意を求められない場合は同意を得ずに使用することができる。
- ④臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。（医療薬務課）

7. 町民生活及び地域経済の安定の確保(町民保健課・産業振興課)

(1) 事業者への対応(産業振興課)

県からの要請に応じ、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を講じるよう要請する。

(2) 町民・事業者への対応(産業振興課)

町民に対し、食料品や生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。また、事業者に対しても食料品や生活関連物資等の価格の高騰、買占め、売惜しみが生じないように要請する。

(3) 要援護者対策(町民保健課・福祉課)

新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関から要請があった場合には、引き続き国及び都道府県と連携し、必要な支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送等)を行う。

(4) 遺体の火葬・安置(町民保健課・総務課)

- ① 死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかな場合は、県の協力を得て、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所を直ちに確保する。また、遺体の保存作業のため必要となる人員等を確保する。
- ② 遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、都城区域内での火葬を行うことが困難と判断された時は、他の市町村及び近隣県に対して、広域火葬の応援・協力を要請し、広域的な火葬体制を確保する。

三股町が緊急事態宣言がされている場合

(1) 水の安定供給(環境水道課)

消毒その他の衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 生活関連物質の価格の安定等(産業振興課)

町民生活及び経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物質等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物質等の価格高騰、買占め及び売惜しみが生じないように要請する。また、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の調査を行う。

(3) 埋葬・火葬の特例(町民保健課)

死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合は、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

(4) 要援護者への生活支援(福祉課、町民保健課)

在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等の要請があれば対応する。

V 小康期
(1) 状態 ① 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ② 大流行はいったん終息している状況。
(2) 目的 町民生活及び地域経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
(3) 対策の考え方 ① 第二派の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行う。 資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 ② 第一波の終息及び第二派発生の可能性やそれに備える必要性について町民に情報提供する。 ③ 情報収集の継続により、第二派の発生の早期探知に努める。 ④ 第二派の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

1. 実施体制

(1) 対策本部の廃止（対策本部）

- ① 緊急事態解除宣言が出されたときは速やかに新型インフルエンザ等対策本部を廃止する。

(2) 対策の評価と見直し（町民保健課）

- ① これまでの各段階における対策に関する評価を行う。
- ② 必要に応じ、行動計画の再評価と見直しを行う。

2. サーベイランス・情報収集

(1) 県等と連携し、情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜協力する。（町民保健課）

(2) 再流行を早期に探知するため、新型インフルエンザ集団発生の把握を行う。（町民保健課・福祉課・教育課）

- ① 小・中学校等での集団発生の把握の強化を行う。
- ② 保育園、福祉施設等の集団発生の把握の強化を行う。

サーベイランスに関する県の対策

これまで実施してきたサーベイランスの評価、検討を行う。（健康増進課）

インフルエンザに関する通常のサーベイランス・・・継続する。
学校等でのインフルエンザ集団発生の把握の強化・・・再開する。

※入院患者（重症者・死亡者）の全数把握については、弱毒性の場合など把握が可能な場合は、県内感染期に引き続き実施する。

3. 情報提供・共有

(1) 情報提供（町民保健課）

流行の第一波の終息と第二波発生の可能性に備える必要性を情報提供する。

(2) 相談窓口の縮小（町民保健課）

健康管理センターに設置した相談窓口を縮小・廃止する。

4. 予防・まん延防止

(1) 町民の社会活動の制限（町民保健課）

感染拡大防止のための外出や集会の自粛や休業等の要請の解除を行う。

(2) 在宅患者等の支援（福祉課）

在宅で療養する者等の支援を状況を慎重に判断し、体制の規模を縮小又は終了する。

5. 予防接種（町民保健課）

流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく臨時接種を進める。

緊急事態措置がされている場合

国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民接種を進める。

6. 医療（町民保健課）

県等と連携し、積極的に情報を収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その対策等に協力する。

医療に関する県の対策

入院治療協力医療機関等

新型インフルエンザ等の患者（疑似症患者を含む）の入院治療を行う入院治療協力医療機関を段階的に減らし、通常の医療体制に移行する。（医療薬務課、保健所）

公的研修施設等の活用

公的研修施設等の活用を中止する。（医療薬務課、保健所）

医療機関の整備

パンデミック以前の医療体制と機能への回復の促進を図る。（医療薬務課、保健所）

抗インフルエンザウイルス薬

- ① 県内における抗インフルエンザウイルス薬の流通量の把握を行う。（医療薬務課）
- ② 流行の第二波に備え、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。（医療薬務課、健康増進課）
- ③ 国が作成した適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を医療機関に対し周知する。（医療薬務課、健康増進課）

7. 町民生活及び町民経済の安定の確保

(1) 町民・事業者への対応(産業振興課)

必要に応じ、引き続き町民に対し、食料品や生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。また、事業者に対しても食料品や生活関連物資等の価格の高騰、買占め、売惜しみが生じないように要請する。

(2) 要援護者対策(町民保健課・福祉課)

新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送他)を行う。

緊急事態宣言がされている場合

県と連携し、町内の状況を踏まえ、対策の合理性がなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

資料

I 用語解説（あいうえお順）

アウトブレイク

アウトブレイク（outbreak）は、ある限定された領域の中で感染症にかかった人間、またはその他の生物の小集団を指す分類語である。また、アウトブレイクは、国家もしくはいくつかの国家を含んだ地域内で流行している感染症、あるいは世界的な病気の流行を示すパンデミックのことも指す。

陰圧対応個室

院内感染を防ぐために、病室の内部の気圧を外部の気圧より低くすることによって、外部に感染症の病原体を拡散させないようにしている病床（病室）。

インフルエンザとは

①インフルエンザ

インフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症で、主に発熱、咳、全身倦怠感・筋肉痛などの症状を引き起こす。これらの症状は非特異的なものであり、他の呼吸器感染症等と見分けることが難しい。また、軽症の場合もあれば、重症化して肺炎、脳症炎等を引き起こす場合もあり、その臨床像は多様である。

インフルエンザウイルスに感染してから症状が出るまでの期間（潜伏期間）は、季節性のインフルエンザであれば1～5日である。インフルエンザウイルスに感染しても症状を引き起こさず、発症しないこともある（不顕性感染）。

インフルエンザウイルスの主な感染経路は、飛沫感染と接触感染であり、潜伏期間中や不顕性感染で、感染した人に症状がなくても、他の人への感染が起こる可能性はある。

②インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆる A/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。）

③鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染予防策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

鳥インフルエンザのウイルスのうち H5N1亜型のウイルスを病原体とする人の感染症を「鳥インフルエンザ（H5N1）」といい、近年東南アジアを中心にアジア、中東、アフリカで症例が報告されている。

④新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に感染する能力を有することとなったインフルエンザウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

⑤インフルエンザ（H1N1）2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。2009年（平成21年）4月の時点で、感染症法に基づき、厚生労働大臣が、新型インフルエンザ等感染症の発生として公表し、以降、「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられた。

2011年（平成23年）3月に厚生労働大臣は、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したこと等により、感染症法に基づき新型インフルエンザ等感染症と認められなくなった旨を公表し、新型インフルエンザ（A/H1N1）については、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

感染症指定医療機関

感染症法に基づく特定感染症指定医療機関、第1種感染症指定医療機関及び第2種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

* 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

* 第1種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

* 第2種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

* 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準じるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

感染症病床、結核病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床であり、結核病床とは、結核の患者を入院させるための病床である。

帰国者・接触者外来

発生国からの帰国者や国内患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有するものを対象とした外来。

都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも県内感染期になった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は新型インフルエンザ等の患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

業務継続計画

業務継続計画（Business Continuity Plan, BCP）は、災害による影響度を認識し、発生時の業務継続を確実にするため、必要な対応策を策定したもの。新型インフルエンザ等発生時の行政機能や社会機能を維持するために、各機関において、業務継続計画の策定が求められる。

抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

国際獣疫事務局（OIE）

フランス語で「Office International des Epizooties」。1924年に28カ国の署名を得てフランスのパリで発足した世界の動物衛生の向上を目的とした政府間機関で、2012年7月現在178の国と地域が加盟している。日本は1930年1月28日に加盟。

サーベイランス

見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

死亡率

ここでは人口10万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザに罹患して死亡した者の数。

新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

スタンダードプリコーション

病院や介護施設などで、患者と医療従事者を感染事故の危険から守るために採られる、標準感染予防策のこと。

患者の汗を除く分泌物(血液・体液)、排泄物、傷のある皮膚、粘膜などを感染の危険を有するものとみなす。感染症の有無を問わず、全ての患者を対象に、またどのような場合においても実施する基本的な感染症対策である。

具体的な予防策としては、手洗い、手袋やガウンの正しい着用、器具や器材の正しい取り扱い、患者の隔離などが挙げられる。

積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

致死率

ここでは、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

発病率

新型インフルエンザの場合は、全ての人々が新型インフルエンザのウイルスに暴露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合

パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザウイルスが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国では、H5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

NESID (National Epidemiological Surveillance of Infectious disease)

感染症サーベイランスシステム。

日常的に種々の感染症の発生動向を監視し、医療機関から届け出られた情報を収集解析するためのシステムで、地方自治体と国の行政機関を結ぶネットワークシステム。

PCR (Polymerase Chain Reaction : ポリメラーゼ連鎖反応)

DNAを、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて、大量に増幅させる方法。ごく微量のDNAであっても検出が可能のため、病原体の検出検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスがRNAウイルスであるため、逆転写酵素 (Reverse Transcriptase) を用いてDNAに変換した後にPCRを行うRT-PCRが実施されている。

PPE (Personal Protective Equipment : 個人防護具)

マスク・ゴーグル・ガウン・手袋等のような、各種の病原体・化学物質・放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るための防護具。エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着する。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

II 三股町新型インフルエンザ等対策本部条例

三股町新型インフルエンザ等対策本部条例

(平成 25 年 3 月 26 日条例第 1 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、新型インフルエンザ等対策措置法(平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。)第 37 条において準用する法第 26 条の規定に基づき、三股町新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 新型インフルエンザ等対策本部長(以下「本部長」という。)は、新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を補佐し、新型インフルエンザ等対策本部の事務を整理し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、新型インフルエンザ等対策本部の事務に従事する。

4 新型インフルエンザ等対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、町の職員のうちから、町長が任命する。

(会議)

第 3 条 本部長は、新型インフルエンザ等対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策本部の会議を招集する。

2 本部長は、法第 35 条第 4 項の規定に基づき、町の職員以外の者を出席させたときは、当該出席に対し、意見を求めることができる。

(部)

第 4 条 本部長は、必要をみとめるときは、新型インフルエンザ等対策本部に部を置くことができる。

2 部に属する部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 全各条に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行する。

Ⅲ 三股町新型インフルエンザ等対策本部規則

三股町新型インフルエンザ等対策本部規則

(平成 25 年 3 月 26 日規則第 9 号)

第 1 条 この規則は、三股町新型インフルエンザ等対策本部条例（平成 25 年三股町条例第 1 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 条例第 2 条第 3 項に規定する本部員は、次の者をもって充てる。

- ① 副町長
- ② 教育長
- ③ 消防団長
- ④ 総務課長、町民保健課長、会計課長、税務財政課長、福祉課長、都市整備課長、環境水道課長、産業振興課長、地域政策室長、教育課長、議会事務局長、

2 条例第 2 条第 2 項に規定する副本部長は、副町長をもって充てる。

第 3 条 条例第 2 条第 5 項に規定する職員及び第 4 条に規定する部については、別に定める。

第 4 条 新型インフルエンザ等対策本部の庶務は、町民保健課において処理する。

附則

この規則は、条例の施行の日から施行する。